

松阪サイクルトレーニングセンター トレーニングジム 利用規約

2025年8月1日改訂

■名称

松阪サイクルトレーニングセンター トレーニングジム

■所在地

〒515-0078 三重県松阪市春日町3丁目1番 松阪競輪場内

■連絡先

TEL:(0598)31-3196

■利用時間

10:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 18:30 ※退館時間厳守

■休館日

毎週火曜日(祝日の場合は次の平日)、及び12月29日~1月3日

※その他臨時休館の場合有

■利用資格

- 競輪選手 又は 松阪サイクルクラブ年会員(原則高校生以上)

※新規利用する際は、松阪サイクルクラブ年会員、競輪選手問わず初回講習会の受講が必須となります。

※(一社)日本競輪選手会 三重支部所属以外となる競輪選手の方は、新規利用時に三重支部所属の選手と同伴の上、受付にお申し出ください。

※必要に応じて利用誓約書を求める場合があります。

- 次に該当される方の利用はご遠慮いただきます。
 - ・ 医師から運動等を禁じられている方
 - ・ 集団的・常習的に反社会行為を犯す恐れのある団体等に関係している方
 - ・ 酒気を帯びている又は酒気を帯びている疑いのある方
 - ・ 営利を目的として利用される方
 - ・ 施設管理者がトレーニングジム等の利用状態において適切でないと判断した方

■利用者カード

- 申し込み手続きを完了し、初回講習会を受講された方には利用者カードをお渡しします。
- トレーニングジムを利用する際には必ず受付に、裏面の誓約書欄に署名済みの利用者カードをご提示ください。ご提示いただけない場合は利用できません。(顔パスなども不可といたします。)



- 利用者カードを他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- 利用者カードを紛失した場合は受付に届け出て、再発行の手続きをしてください。(再発行事務手数料:500円(税込))

■免責事項・応急救護等

- 利用者は、自己の責任と危険負担において施設を使用していただきます。
- 利用者が他の利用者又は施設や備品等に損害を発生させた場合、利用者に対し賠償を請求することがあります。
- 利用者が施設利用において生じた怪我、事故等に対し、施設管理者は、施設管理者に故意又は重過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
- 利用者が施設利用の結果、万一不利益(経済的損失に限られません)が生じた場合、施設管理者は、施設管理者に故意又は重過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
- 利用者が施設利用の結果、怪我又は疫病を発症した場合、施設管理者は必要に応じて応急救護を行います。また、施設管理者は、状況により救急搬送を要請する場合があります。
- 利用によって生じた怪我などは、松阪サイクルクラブ会員はスポーツ安全保険から、競輪選手は個人が加入する保険から補償することとします。

■施設の閉鎖・利用制限

天災、事故等により、施設等の安全が確保できない場合、施設を一部または全館閉鎖することがあります。

(なお、当該閉鎖にかかる利用者が負担した一切の費用について、施設管理者は利用者に対して補償を行わないものとします。)

■施設使用時のルール

- この施設は公共の施設です。個人の所有物の設置や、置いて帰ることは禁止といたします。
- 「STAFF ONLY」と書かれている部分や「関係者以外立ち入り禁止」などと書かれている部分には立ち入らないでください。(STAFF や 関係者とは、施設管理者のことを言います。)
- トレーニングジム内は食事禁止です。
- 施設内は禁煙です。
- トレーニングジム内は土足禁止です。室内用シューズをご準備ください。
- トレーニング器具の使用後は、備え付けのタオルとアルコールスプレーで、必ず使用した器具及び器具周りの床を消毒・清掃してください。
- トレーニング器具を利用した後は、必ずもとの位置に戻すほか、負荷設定も初期値(一番軽い負荷もしくはウエイト無しの状態)に戻してください。
- この施設は複数の方が利用されます。大声での談笑や長時間の器具・スペースの占有はお控えください。待機者がいる場合は、セット数を制限するなど配慮ある行動をお願いいたします。
- トレーニング器具は丁寧に扱ってください。不具合を発見した際は速やかに施設管理者に報告してください。
- ゴミは分別して捨ててください。